

第二十九号

徳島県ふぐの処理等に関する条例の制定について

徳島県ふぐの処理等に関する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県ふぐの処理等に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 ふぐの販売等（第三条・第四条）
 - 第三章 ふぐ処理師（第五条―第十五条）
 - 第四章 ふぐ処理業（第十六条―第二十七条）
 - 第五章 ふぐ卸売業（第二十八条―第三十一条）
 - 第六章 雑則（第三十二条―第三十五条）
 - 第七章 罰則（第三十六条―第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、ふぐの処理等について必要な規制を行うことにより、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止し、もって県民の健康の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食用のふぐ 食用に供することができるふぐとして規則で定めるものをいう。
- 二 処理 ふぐの肝臓、卵巣その他の人の健康を損なうおそれがある部位として規則で定めるもの（以下「有毒部位」という。）を除去すること又は有毒部位の毒性を人の健康を損なうことのないように除去すること（以下「有毒部位の毒性の除去」という。）をいう。
- 三 ふぐ処理師 業として食用のふぐの処理に従事する者として第五条第一項の免許を受けた者をいう。
- 四 ふぐ処理業 業として食用のふぐの処理を行うことをいう。
- 五 ふぐ処理業者 ふぐ処理業を行う者として第十六条第一項の登録を受けた者をいう。
- 六 ふぐ処理施設 ふぐ処理業者が業として食用のふぐの処理を行う施設をいう。
- 七 ふぐ卸売業者 食用のふぐ（処理を行ったものを除く。第二十八条並びに附則第十項及び第十一项において同じ。）の卸売を業として行う者として同条の規定による届出を行った者をいう。

第二章 ふぐの販売等

（ふぐの販売等の規制）

第三条 ふぐは、処理を行った食用のふぐでなければ、食用として販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）をし、又は販売の用に供する食品として加工若しくは調理をしてはならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

- 一 ふぐ処理業者に食用として販売をする場合
- 二 ふぐ卸売業者に食用として販売をする場合

（食用のふぐの処理の従事制限）

第四条 ふぐ処理師（第十五条第二項の規定により免許の効力を停止され、その停止の期間が経過しない者を除く。以下この条、第八条第一号、第十六条第二項第二号、第二十四条第一項及び第二十六条第一項第三号において同じ。）以外の者は、業として食用のふぐの処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理施設において、ふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理を行う者については、この限りでない。

第三章 ふぐ処理師

（ふぐ処理師免許）

第五条 ふぐ処理師になろうとする者は、知事の免許（第十五条第一項第二号を除き、以下「免許」という。）を受けなければならない。

- 2 知事は、第九条の規定により免許を与えない場合を除き、次の各号のいずれにも該当する者に対し、その申請に基づいて免許を与える。
 - 一 知事が定める講習を受けた者
 - 二 次のいずれかに該当する者

イ 第七条に規定するふぐ処理師試験に合格した者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として規則で定める者

3 免許の有効期間は、五年とする。

(免許の申請)

第六条 免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名、住所及び生年月日

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(ふぐ処理師試験)

第七条 ふぐ処理師試験は、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止するためにふぐ処理師として必要な知識及び技能について、知事が毎年一回以上実施する。

(受験資格)

第八条 ふぐ処理師試験は、調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第二条に規定する調理師であつて、次の各号のいずれかに該当するものでなければ受けることができない。

一 ふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に二年以上従事した者

二 前号に掲げる者と同等以上の経験を有する者として規則で定める者

(免許を与えない場合)

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

一 第十五条第一項又は第二項の規定により免許を取り消され、その処分があった日から起算して一年を経過しない者

二 この条例又はこの条例に基づく処分違反して刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して一年を経過しない者

三 成年被後見人

四 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者

五 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正しても食用のふぐの処理ができない者

(免許の更新)

第十条 第五条第三項の免許の有効期間の満了後引き続き業として食用のふぐの処理に従事しようとする者は、免許の更新を受けなければならない。

2 前項の免許の更新を受けようとする者は、従前の免許の有効期間内であつて当該免許の更新の申請をするまでの間に知事が定める講習を受けなければならない。

3 第六条及び前条（第一号を除く。）の規定は、第一項の免許の更新について準用する。

4 第一項の免許の更新の申請があつた場合において、同項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の免許は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、免許の更新がなされたときは、その免許の有効期間は、従前の免許の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（免許証の交付）

第十一条 知事は、免許を与えたときは、氏名等を記載したふぐ処理師免許証（以下「免許証」という。）を当該ふぐ処理師に交付する。

（免許証の書換え交付及び再交付）

第十二条 ふぐ処理師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その免許証を添えて、知事にその書換え交付を申請しなければならない。

2 ふぐ処理師は、免許証を亡失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、速やかに、知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

3 免許証を毀損したふぐ処理師が前項の規定による申請をする場合には、申請書にその免許証を添付しなければならない。

4 ふぐ処理師は、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

（ふぐ処理師の死亡等による免許証の返納）

第十三条 ふぐ処理師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、同居の親族その他の同居者は、速やかに、当該ふぐ処理師の免許証を知事に返納しなければならない。

（ふぐ処理師の遵守事項）

第十四条 ふぐ処理師は、業として食用のふぐの処理に従事するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 ふぐ処理施設以外の場所で、食用のふぐの処理に従事しないこと。

二 食用のふぐの有毒部位の除去、保管及び廃棄を行うときは、規則で定める方法により行うこと。

三 食用のふぐの有毒部位の毒性の除去を行うときは、その方法その他の規則で定める事項について帳簿、書類その他の記録を作成すること。

2 ふぐ処理師は、免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 ふぐ処理師は、業として食用のふぐの処理に従事するときは、免許証を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（免許の取消し等）

第十五条 知事は、ふぐ処理師が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該ふぐ処理師の免許を取り消すものとする。

- 一 詐欺その他不正な手段により免許を受けた場合
- 二 調理師法第六条の規定により調理師の免許を取り消された場合
- 三 第五条第二項第二号ロに規定する者に該当しなくなった場合
- 四 第九条第二号から第五号までに規定する者に該当するに至った場合

- 2 知事は、ふぐ処理師が前条第一項又は第二項の規定に違反したときは、当該免許を取り消し、又は期間を定めて当該免許の効力を停止することができる。
- 3 ふぐ処理師は、前二項の規定により免許を取り消されたときは、当該処分があったことを知った日から起算して五日以内に、免許証を知事に返納しなければならぬ。

第四章 ふぐ処理業

(ふぐ処理業の登録)

第十六条 ふぐ処理業を行おうとする者は、ふぐ処理施設ごとに知事の登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

- 2 知事は、第十八条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる基準に適合している場合に登録を行う。
- 一 当該ふぐ処理業を行おうとする者が、食用のふぐの処理を伴う食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十一条に規定する営業について同法第五十二条第一項に規定する営業の許可を受けていること。
- 二 当該申請に係るふぐ処理施設に専任のふぐ処理師が置かれていること。
- 三 当該申請に係るふぐ処理施設が、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止するために必要な基準であって、規則で定めるものに適合していること。
- 3 登録の有効期間は、当該登録の日において現に受けている前項第一号の営業の許可の有効期間と同一の期間とする。

(登録の申請)

第十七条 登録を受けようとする者は、ふぐ処理施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 ふぐ処理施設の名称及び所在地
- 三 ふぐ処理業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者の氏名）
- 四 専任のふぐ処理師の氏名
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

3 知事は、登録を行うときは、次に掲げる事項をふぐ処理業登録簿に登録しなければならない。

一 第一項各号に掲げる事項

二 登録の年月日、番号及び有効期間

(登録を拒否できる場合)

第十八条 知事は、登録を申請した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくは同条第二項に規定する添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否することができる。

一 第二十六条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から起算して一年を経過しない者

二 ふぐ処理業者で法人であるものが第二十六条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内に当該ふぐ処理業者の役員であった者で当該処分の日から起算して一年を経過しないもの

三 この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して一年を経過しない者

四 ふぐ処理業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当するもの

五 法人で、その役員のうち第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの

(登録の更新)

第十九条 第二十六条第三項の登録の有効期間の満了後引き続きふぐ処理業を行おうとする者は、登録の更新を受けなければならない。

2 第二十六条第二項、第十七条及び前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

3 第一項の登録の更新の申請があった場合において、同項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 第一項の登録の更新を受けた登録の有効期間についての第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「当該登録の日」とあるのは、「第十九条第一項の登録の更新の日」とする。

(登録証の交付及び掲示)

第二十条 知事は、登録をしたときは、第十七条第一項第一号から第三号まで及び第三項第二号に掲げる事項を記載したふぐ処理業登録証(以下「登録証」という。)を当該ふぐ処理業者に交付する。

2 ふぐ処理業者は、登録証をふぐ処理施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

(登録証の書換え交付及び再交付)

第二十一条 ふぐ処理業者は、登録証の記載事項（ふぐ処理施設の所在地を除く。）に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その登録証を添えて、知事にその書換え交付を申請しなければならない。

2 ふぐ処理業者は、登録証を亡失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、速やかに、知事に登録証の再交付を申請しなければならない。

3 登録証を毀損したふぐ処理業者が前項の規定による申請をする場合には、申請書にその登録証を添付しなければならない。

4 ふぐ処理業者は、登録証の再交付を受けた後、亡失した登録証を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

(変更の届出)

第二十二条 ふぐ処理業者は、第十七条第一項第四号又は第五号に掲げる事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第二十三条 次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第二十七条第一項の規定によりふぐ処理業者の地位を承継する場合を除く。）は、当該各号に定める者は、当該該当することとなった日から十日以内に知事にその旨を届け出るとともに登録証を返納しなければならない。

一 ふぐ処理業者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 同居の親族その他の同居者

二 ふぐ処理業者が法人であつて、その法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 ふぐ処理業者について破産手続開始の決定があつた場合 その破産管財人

四 ふぐ処理業者が法人であつて、その法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 ふぐ処理業者を廃止した場合 ふぐ処理業者であつた個人又はふぐ処理業者であつた法人を代表する役員

(ふぐ処理業者の遵守事項)

第二十四条 ふぐ処理業者は、ふぐ処理施設において、ふぐ処理師に業として食用のふぐの処理を行わせなければならない。ただし、当該ふぐ処理施設において、ふぐ処理師以外の者にふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理を行わせる場合は、この限りでない。

2 ふぐ処理業者は、有毒部位の毒性の除去を行った食用のふぐの有毒部位について食用として販売をし、又は販売の用に供する食品として加工若しくは調理をする前に、規則で定めるところにより、当該有毒部位の毒性について検査を行い、当該有毒部位の毒性が規則で定める基準に適合していることを確認しなければならない。

3 ふぐ処理業者は、前項の検査の結果について記録を作成し、当該検査を行った日から起算して二年間保存しなければならない。

4 ふぐ処理業者は、第十四条第一項第三号の規定により作成された帳簿、書類その他の記録を、その最後の記載をした日から起算して二年間保存しなければならない。

ならない。

5 ふぐ処理業者は、登録証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(措置命令)

第二十五条 知事は、ふぐ処理業者の登録に係るふぐ処理施設が第十六条第二項第三号の基準に適合しないと認めるときは、当該ふぐ処理業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十六条 知事は、ふぐ処理業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

一 詐欺その他不正な手段により登録を受けた場合

二 第二十四条第一項、第二項又は第五項の規定に違反した場合

三 第三項第一号又は第二号に該当することにより、当該ふぐ処理施設において業務を禁止され、又は業務の停止を命ぜられた日から起算して三年を経過しても専任のふぐ処理師が置かれない場合

四 第三項第四号に該当することにより、当該ふぐ処理施設において業務を禁止され、又は業務の停止を命ぜられた日から起算して一月を経過しても第十六条第二項第三号の基準に適合しない場合

2 ふぐ処理業者は、前項の規定により登録を取り消されたときは、当該処分があったことを知った日から起算して五日以内に、登録証を知事に返納しなければならぬ。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該ふぐ処理施設における食用のふぐの処理に係る業務を禁止し、又は期間を定めて当該業務の停止を命ずることができる。

一 当該ふぐ処理施設に置かれた全ての専任のふぐ処理師について第十三条の規定により免許証が返納された場合

二 当該ふぐ処理施設に置かれた全ての専任のふぐ処理師について第十五条第一項又は第二項の規定により免許が取り消された場合

三 当該ふぐ処理施設に置かれた全ての専任のふぐ処理師について第十五条第二項の規定により免許の効力が停止された場合

四 当該ふぐ処理施設が第十六条第二項第三号の基準に適合しなくなった場合

五 当該ふぐ処理施設において食用のふぐの処理の業務に従事する者が第三条又は第三十二条の規定に違反した場合

(地位の承継)

第二十七条 ふぐ処理業者について相続、合併又は分割（当該ふぐ処理業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該ふぐ処理業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又

は分割により当該ふぐ処理業を承継した法人は、ふぐ処理業者の地位を承継する。

2 前項の規定によりふぐ処理業者の地位を承継した者は、速やかに、その事実を証する書面及び従前の登録証を添えて、登録証の交付を知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつたときは、登録証を交付するものとする。

第五章 ふぐ卸売業

(ふぐ卸売業の届出)

第二十八条 食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けて魚介類販売業又は魚介類せり売営業を営む者のうち、食用のふぐの卸売を業として行おうとする者は、その卸売の用に供する施設（以下「ふぐ卸売施設」という。）ごとに、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

(届出済証)

第二十九条 知事は、前条の規定による届出があつたときは、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載したふぐ卸売業届出済証（以下「届出済証」という。）を当該ふぐ卸売業者に交付する。

2 ふぐ卸売業者は、届出済証をふぐ卸売施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更の届出等)

第三十条 ふぐ卸売業者は、届出済証の記載事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その届出済証を添えて、知事に届け出なければならない。

2 ふぐ卸売業者は、届出済証を亡失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、速やかに、知事にその旨を届け出なければならない。

3 届出済証を毀損したふぐ卸売業者が前項の規定による届出をする場合には、届出書にその届出済証を添付しなければならない。

4 前条第一項の規定は、第一項又は第二項の規定による届出があつた場合に準用する。

5 ふぐ卸売業者は、前項において準用する前条第一項の規定により届出済証の交付を受けた後、亡失した届出済証を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

(廃業等の届出)

第三十一条 第二十三条の規定は、ふぐ卸売業者について準用する。

第六章 雑則

(加工製品の表示)

第三十二条 加工製品（処理を終えた食用のふぐであつて、容器包装に入れられたものをいう。）を販売しようとする者は、食用のふぐの種類その他の規則で

定める事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装又は当該包装の見やすい箇所に表示しなければならない。

（立入検査等）

第三十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理師、ふぐ処理業者、ふぐ卸売業者その他の関係者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は食品衛生監視員（食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員をいう。次項において同じ。）に、当該業務に関する施設に立ち入り、当該業務の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする食品衛生監視員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

第三十四条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手料を納付しなければならない。

一 免許を受けようとする者 一件につき三千円

二 第五条第二項第一号の講習を受けようとする者 一件につき三千円

三 第七条のふぐ処理師試験を受けようとする者 一件につき一万五千円

四 第十条第一項の免許の更新を受けようとする者 一件につき三千円

五 第十条第二項の講習を受けようとする者 一件につき三千円

六 第十二条第一項の規定による免許証の書換え交付を受けようとする者及び同条第二項の規定による免許証の再交付を受けようとする者 一件につき三千円

七 登録を受けようとする者 一件につき六千円

八 第十九条第一項の登録の更新を受けようとする者 一件につき五千四百円

九 第二十一条第一項の規定による登録証の書換え交付を受けようとする者及び同条第二項の規定による登録証の再交付を受けようとする者 一件につき三千円

（委任）

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 罰則

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により免許又は第十条第一項の免許の更新を受けた者
- 三 登録を受けないでふく処理業を行った者
- 四 偽りその他不正の手段により登録又は第十九条第一項の登録の更新を受けた者
- 五 第二十四条第一項の規定に違反した者
- 六 第二十六条第三項の規定による命令に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反した者
- 二 第十四条第一項（第三号を除く。）又は第二項の規定に違反した者
- 三 第二十四条第二項の規定に違反した者
- 四 第二十五条の規定による命令に違反した者

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第二項の規定に違反した者
- 二 第二十四条第三項又は第四項の規定に違反した者
- 三 第二十八条の規定に違反した者
- 四 第三十二条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者
- 五 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年六月一日から施行する。
(ふく処理師に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に業として食用のふぐの処理に従事している者であつて当該処理に関し必要な知識及び技能を有する者として知事が認めるもの（以下「ふぐ処理者」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過する日（その日前に第九条の規定により免許を与えないこととされたときは、当該処分の日。附則第四項において「期限日」という。）までの間は、第四条の規定にかかわらず、免許を受けなくても、引き続き業として食用のふぐの処理に従事することができる。当該ふぐ処理者が施行日から起算して五年を経過する日までの間に第六条第一項の規定による免許の申請をした場合において、同日までにその申請に対する処分がなされないときは、その処分がなされるまでの間も、同様とする。

3 前項の規定によりふぐ処理者が引き続き業として食用のふぐの処理に従事する場合には、当該ふぐ処理者をふぐ処理師とみなして、第四条、第十四条第一項、第十五条第一項（第一号を除く。）及び第二項、第十六条第二項第二号（第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項第四号、第二十四条第一項、第二十六条第一項第三号及び第三項第二号並びに第三十三条第一項の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、第四条中「第十五条第二項の規定により免許の効力を停止され、その停止」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えて適用される第十五条第一項又は第二項の規定により業として食用のふぐの処理に従事することを禁止され、その禁止」と、「以下この条、第八条第一号」とあるのは「以下この条」と、第十五条第一項中「当該ふぐ処理師の免許を取り消す」とあり、及び同条第二項中「当該免許を取り消し、又は期間を定めて当該免許の効力を停止する」とあるのは「業として食用のふぐの処理に従事することを禁止する」と、同項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第一項」と、第二十六条第三項第二号中「第十五条第一項又は第二項の規定により免許が取り消された」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えて適用される第十五条第一項（第一号を除く。）又は第二項の規定により業として食用のふぐの処理に従事することを禁止された」とする。

4 附則第二項の規定により引き続き業として食用のふぐの処理に従事しているふぐ処理者が知事が定める講習を受けたときは、期限日までの間に限り、当該ふぐ処理者を、第五条第二項各号のいずれにも該当する者とみなす。

5 第八条第一号の規定の適用については、施行日前にふぐ処理者以外の者がふぐ処理者の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事した期間は、施行日以後にふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事した期間とみなす。

6 第九条第一号の規定の適用については、附則第三項の規定により読み替えて適用される第十五条第一項（第一号を除く。）又は第二項の規定による禁止の処分は、第九条第一号に規定する免許の取消しの処分とみなす。

（ふぐ処理業に関する経過措置）

7 この条例の施行の際現に業として食用のふぐの処理を行う施設であつて第十六条第二項第二号及び第三号の基準に適合するものにおいて同項第一号に規定する営業の許可を受けてふぐ処理業を行っている者（以下「ふぐ営業者」という。）は、施行日から起算して五年を経過する日（その日前に第十八条の規定により登録を拒否されたときは、当該処分の日）までの間は、第十六条第一項の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続きふぐ処理業を行うことができる。当該ふぐ営業者が施行日から起算して五年を経過する日までの間に第十七条第一項の規定による登録の申請をした場合において、同日までに

その申請に対する処分がなされないときは、その処分がなされるまでの間も、同様とする。

8 前項の規定によりふぐ営業者が引き続きふぐ処理業を行う場合においては、当該ふぐ営業者をふぐ処理業者とみなして、第三条、第二十四条第一項から第四項まで、第二十五条、第二十六条第一項（第一号を除く。）及び第三項並びに第三十三条第一項の規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、第二十五条中「ふぐ処理業者の登録に係る」とあるのは「ふぐ処理業者の」と、第二十六条第一項中「登録を取り消す」とあるのは「ふぐ処理業を行うことを禁止する」とする。

9 第十八条第一号及び第二号の規定の適用については、前項の規定により読み替えて適用される第二十六条第一項の規定による禁止の処分は、第十八条第一号及び第二号に規定する登録の取消しの処分とみなす。

（ふぐ卸売業に関する経過措置）

10 この条例の施行の際現に食用のふぐの卸売を業として行っている者は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、第二十八条の規定にかかわらず、同条の規定による届出をしなくても、引き続き食用のふぐの卸売を業として行うことができる。

11 前項の規定により同項に規定する者が引き続き食用のふぐの卸売を業として行う場合においては、当該者をふぐ卸売業者とみなして、第三条及び第三十三条第一項の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

提案理由

ふぐの処理等について必要な規制を行うことにより、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止し、もって県民の健康の保護に資する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。